

令和3年度 事業計画書

第1 基本方針

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大の経済の落ち込みに直面し、依然として厳しい状況にあるが、一方で、持ち直しの動きもみられつつある。ものづくり産業が経済の基軸となっている富山県においては、荷主企業である製造業各社の荷動きが依然として弱く、トラック運送業界の景況感は厳しい状況である。

政府は、デジタル化の推進をはじめ不妊治療への保険適用、携帯電話料金の引き下げなど三大目標をかかげ、それらを含む諸課題に集中的に取り組み、デジタル社会の実現を目指すとともに、今後は、ウイズコロナ・ポストコロナの新しい社会をつくり、改めてデフレ脱却と経済再生を確かなものにするとしている。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、新型コロナウイルス感染症に係る対応をはじめとし、貨物自動車運送事業法改正に伴う、「標準的な運賃」の更なる浸透に取り組むとともに、トラック運送業界に課せられた公共的な使命の達成に向けて全力で対応することとしている。

については、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、全日本トラック協会及び関係行政機関と連携して、諸活動を積極的に展開していくこととする。

第2 事業計画

I 公益目的支出計画に基づく実施事業

1 経営環境改善、輸送サービス改善向上等に向けた運動の展開

- (1) 「標準的な運賃」が告示されたことを踏まえ、会員事業者に対してその内容や届出に係る周知を図るとともに、荷主等に対して「標準的な運賃」がトラック運送業界の健全な発展のために必要な制度であることを周知する。
- (2) 令和3年4月より中小事業者に対して施行される「同一労働・同一賃金」について、判例を踏まえた考え方や必要な対策等の周知を図る。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りや雇用対策等の経営課題について、国や行政機関等が実施する支援策について周知を図る。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等の新型ウイルス発生に備え、マスク等資材の備蓄を引き続き実施する。
- (5) 適正運賃・料金の收受に向け、引き続き標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて普及・定着を図る。
- (6) 働き方改革への対応に資するため、原価意識強化及び適正運賃・料金の收

受に繋がるセミナー等を開催するとともに、全日本トラック協会が公表する運賃を指数化した情報の提供、業界の指標となる経営分析報告書を配布する。

- (7) 働き方改革関連法への適切な対応を図るため、「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」等の活用を通じて、時間外労働の上限規制等働き方改革関連法の内容や対応策を周知する。
- (8) 荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みを推進するため、「ホワイト物流」推進運動や「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」について引き続き周知を行い、普及促進を図る。
- (9) 適正運賃・料金の収受を実現するため、業界の窮状を訴えるとともに、荷主対策、輸送秩序確立対策等との相乗効果を發揮できるよう広報を実施する。
- (10) 業界が置かれた厳しい現状を打破するため、事業者大会を開催し、自動車関係諸税の負担軽減、高速道路等通行料金のさらなる引下げ、労働力確保等の決議を行い、継続的な運動を展開するとともに、関係国会議員等に対する陳情活動を積極的に推進する。
- (11) 自動車関係諸税の簡素化・軽減及び軽油引取税の旧暫定税率の廃止等負担の軽減に向けて、全日本トラック協会、富山県自動車会議所等の関係団体と連携し、国・県に対する税制・規制改革対策等に係る業界の意見要望の実現をめざす。
- (12) 協会機関誌「富ト協ニュース」及びホームページの一層の充実に努め、会員に対する情報提供活動を強化する。
- (13) 全日本トラック協会が実施する自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の周知徹底に努め、会員の燃料費対策等を支援する。
- (14) 全日本トラック協会と連携して石油製品価格の動向を公表する。
- (15) 会員に対する情報提供を強化するため、各種統計資料の公表に努める。
- (16) 全日本トラック協会と連携し、会員事業者のIT活用の推進をはかり、会員の生産性向上等の支援に努める。
- (17) 道の駅、サービスエリア等における駐車場所の確保等について、県選出国会議員及び県議会議員並びに関係行政機関に対する陳情活動を展開する。
- (18) 長時間労働時間の削減には高速道路の活用が不可欠であることから、大口・多頻度割引最大50%の恒久化及び割引制度充実に向けた要望を行う。

2 交通・労災事故の防止

- (1) 飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化するため、全ト協作成「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- (2) 交通事故ゼロをめざして「みんなで挑戦！ルールを守りマナーの向上」をスローガンに、令和3年度交通事故絶滅運動を通年運動として実施する。
- (3) 交通事故防止を推進するための運行管理連携型ドライブレコーダー、全日本トラック協会との連携による車両周辺の安全確認支援装置など安全対策機器の導入に助成金を交付し、普及拡大をはかる。

- (4) 交通事故の未然防止と運行管理の徹底に資するため、一般診断、初任診断、適齢診断の受診料を助成するとともに、一般診断に合わせてカウンセリングを希望する者にカウンセリング付一般診断への助成を実施する。
- (5) 交通安全意識高揚のため、関係機関の提唱する春、夏、秋、年末年始の各季交通安全運動のほか各種運動に積極的に参加するほか、パトロール活動等により会員事業所運転者等に対する指導を実施する。
- (6) 安全意識並びに運転技能の向上をはかるため、富山県トラックドライバーコンテストを実施し、各部門の優秀選手を全国トラックドライバーコンテストに派遣する。
- (7) 労災事故の撲滅をめざして「なくそう労働災害 高めよう安全衛生意識！」をスローガンに、令和3年度労働災害撲滅運動を通年運動として実施する。
- (8) 全日本トラック協会と連携して、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査及び全自动血圧計の導入に対する助成を実施するとともに、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の中で最も多い、脳血管疾患について早期発見、早期治療を図るため、脳健診（脳ドック・脳M R I 健診）についても助成を行い、健康起因事故防止対策を推進する。
- (9) 全日本トラック協会と連携して、交通事故実態に即した事故防止セミナーを開催するとともに、W E B 版ヒヤリハット集の活用促進、教育用D V D の貸出等を用いて、交通事故防止意識の高揚をはかる。
- (10) 荷主構内における荷役作業時の労働災害防止対策を推進するため「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底をはかる。
- (11) 富山県フォークリフト運転競技大会を実施し、優秀選手を全国大会に派遣する。
- (12) 定期健康診断の受診率向上のため、健康診断受診促進助成事業を実施するとともに、全日本トラック協会と連携して、定期健康診断のフォローアップ対策のため運輸ヘルスケアナビシステムの導入・活用を推進する。
- (13) 過労死等防止計画の具体的な行動計画に基づき、トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアルを活用したセミナー等の開催により、過労死等防止対策及び健康起因事故防止対策を推進する。
- (14) ドライバーに対する実践形式の安全運転講習会を開催する。
- (15) 事業用トラックを第一当事者とする交通事故件数等に関し、令和 7 年度までに達成すべき国が定める目標値を達成するため、全会員が一丸となって行動する「富山県 1 0 9 無事故無違反チャレンジアクション」のさらなる普及・定着をはかるとともに、全従業員を対象とした運転経歴証明書の取得助成を実施する。
- (16) 全国交通安全運動期間中等に配布する反射材の作製等、富山県が行う交通安全対策を支援し協力する。
- (17) 事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針の強化に対応した教育実施体制を構築して、交通事故防止の実効性向上をはかる。

- (18) 不正改造を防止するとともに、アスファルト舗装工事等における固定式突入防止装置の接触による事故を防止し、作業環境の改善をはかるため、可動式突入防止装置導入助成事業を実施する。
- (19) 関係行政機関と連携し、チェーン規制に関する情報、大雪に対する緊急警報等の提供に努め、降積雪期における輸送の安全確保の徹底をはかる。

3 環境の保全、地球温暖化対策

- (1) 「いつでもどこでも誰でもできる、エコドライブ推進に努めよう」をスローガンに、令和3年度エコドライブ推進運動を通年運動として実施する。
- (2) 環境対応車の導入促進をはかるため、天然ガス自動車（N G V車）、ハイブリッド自動車等の助成事業を実施する。
- (3) 転がり抵抗値を低減している低燃費タイヤの普及をはることにより、燃費を向上させ、CO₂の排出量を抑制するため、低燃費タイヤ導入促進助成事業を実施する。
- (4) 休憩・荷待ち時間等におけるアイドリングストップを推進するため、車載用冷暖房機器等に対するアイドリングストップ支援機器導入助成事業を実施する。
- (5) 全日本トラック協会が策定した「新・環境基本行動計画」を踏まえ、先進環境対応車の導入、車両の大型化等による輸送の効率化、グリーン経営認証制度等の環境啓発活動を推進する。
- (6) エコドライブの実践を呼びかけるため、ドライバーに対する実践形式の省エネ運転講習会を開催する。
- (7) 不正軽油使用防止に係る指導・広報啓発活動を推進する。
- (8) 定期点検整備等を積極的に推進し、自動車使用者に対する保守管理意識の高揚と点検整備運動の促進をはかる。
- (9) 富山県が行う地球温暖化防止普及啓発事業に協力する。

4 人材の育成・確保

- (1) 職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」し、求職者の運転者への就職を促進することを目的とした「運転者職場環境良好度認証制度（通称：働きやすい職場認証制度）」の取得促進を図るため、審査料・登録料に対して助成を実施する。
- (2) A T限定免許を保有している若年労働者層や女性等がドライバーとして就業できる環境を整えるため、オートマチックトランスマッシュショントラック（A T車）及びオートマチック・マニュアルトランスマッシュショントラック（A M T車）の導入費用に対する助成を実施する。
- (3) 準中型免許、大型免許等の自動車運転免許やフォークリフト運転技能講習等の修了証取得に係る費用に対する助成を行い、人材の育成及び労働力の確保をはかる。

- (4) 運行管理者等基礎講習、一般講習に係る受講料の助成を実施する。
- (5) 事業後継者並びに青年経営者を育成するため、実務に即した研修事業、社会貢献活動等に取り組む青年部会活動を支援し、業界の地位向上に貢献する。
- (6) ドライバーや管理者を育成するため、全日本トラック協会と連携して、ドライバー等安全教育訓練促進助成事業、中小企業大学校講座受講促進助成事業等を実施する。
- (7) 全日本 トラック 協会、北陸信越ブロック トラック 協会等が行う研修事業に積極的に参加する。
- (8) 陸災防富山県支部の行う、フォークリフト、はい作業主任者、ショベルローダーの資格取得講習などの開催に協力する。
- (9) 少子高齢化に対応した労働力の確保及び育成・定着対策を推進するため、女性や若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、 トラック 運送業界の社会的役割等を積極的に伝え、職業としての魅力をアピールする。
- (10) 事業後継者の確保や育成に悩む会員への支援に努めるため、事業承継の方法や好事例の紹介・周知に努める。
- (11) トラック 運送業界の労働力の確保・定着をはかるため、若年者、女性及び高年齢者を含めた採用活動、採用後の労務管理マニュアル等をセミナーを通じて配布し、会員事業者の活動を支援する。
- (12) 女性の活躍を推進するため、女性部会の設立を検討するとともに、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。

5 適正化事業の推進と輸送秩序の確立

- (1) 改正貨物自動車運送事業法については、令和6年度より、ドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、引き続き事業者が遵守すべき事項等の周知を図るとともに、事業者の法令違反の原因となる不適正な荷主企業等に係る情報収集を行い、荷主対策の深度化が図られるよう取り組む。
- (2) 国民生活を支える持続的な物流の確保を図るため、 トラック における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知を行うとともに、感染予防対策として購入する資材に対して助成を実施する。
- (3) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に対応したドライバー教育の効率的な実施を支援するため、希望する会員企業がEラーニングシステムを利用したドライバー教育を行える環境を整備するとともに、利用の推進と周知を図る。
- (4) 運輸安全マネジメント制度対象拡大に伴う周知徹底等、一層の定着と取組の深度化、高度化をはかるとともに、運輸安全マネジメント講習に係る受講料の助成を実施する。
- (5) 改善基準告示の見直しに向けた対応として、厚生労働省に設置された「自動車運転者労働時間等専門委員会」における審議内容等の情報把握に努め、貨物自動車運送事業輸送安全規則等関係法令の動向と併せて情報提供の強化

をはかる。

- (6) 燃料サーチャージについて、「標準的な運賃」の告示において、別に定め収受することが明記されたことを踏まえ、さらなる普及・定着をはかる。
- (7) 全日本トラック協会が実施する安全性評価事業について、新規・更新認定講習会を開催し、認定取得のための指導助言を行うとともに、有効期限切れや廃車時の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。
- (8) 安全性優良事業所として認定を受けた事業所を対外的に広くPRし、国土交通省に対し、全日本トラック協会と連携して認定事業所に対するインセンティブの拡大を求めるとともに、永年にわたり認定されている優良事業所の表彰を上申する。
- (9) 社会保険等の未加入・未納事業者に対して、巡回指導等を通じて制度への加入及び保険料の納付の徹底を指導する。
- (10) 道路運送車両の保安基準に適合しない突入防止装置など、不正改造を防止するための啓発活動を推進するとともに、道の駅等を中心とした街頭パトロール活動を実施する。
- (11) 適正化実施機関の健全な事業の推進をはかるため、実施機関の諮問に応じて評議・提言を行う外部有識者評議委員による評議委員会を開催する。
- (12) 巡回指導目標の達成、苦情・輸送相談に対する適正かつ円滑な処理等、適正化実施機関の着実な推進をはかるため、富山運輸支局等関係行政機関との連携を強化する。
- (13) 荷主の理解と協力を得るため、物流セミナーを実施するとともに、取引環境の改善をはかるための広報啓発活動を展開する。
- (14) 原価管理に基づく適正運賃・料金の収受、燃料費対策等を推進する。
- (15) 富山運輸支局が行う新規許認可事業者対象の指導講習会に出席し、運行管理、整備管理、安全管理の基本、巡回指導についての理解を求め、公共輸送機関としての意識の向上及び法令遵守の徹底をはかる。
- (16) 監査制度の周知徹底をはかるとともに、適正化事業実施機関の適正な運用をはかる。
- (17) 運転者に対する運行指示、乗務前後・途中の点呼の確実な実施等、運行管理の徹底をはかるため、事故防止対策等の指導内容の充実強化に努め、事業者及び運行管理者に対する指導を推進するとともに、AIロボット等の点呼への活用など運行管理の効率化について情報提供する。
- (18) 全日本トラック協会と連携して、特殊車両通行許可制度の遵守徹底をはかるため、軸重超過違反防止への対応等関係法令改正に係る講習会を開催する。
- (19) 全日本トラック協会が実施する引越事業者優良認定制度及び標準引越運送約款について、一般消費者等への周知活動を推進する。
- (20) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善富山県地方協議会」の適正な運営に努めるとともに、これまでのパイロット事業やコンサルティング事業の実績を踏まえ、引き続き生産性向上及び労働時間の抑制に向けた取り

組みを支援する。

- (21) 特別巡回指導を通じ、改善基準告示に係る法令遵守の指導を徹底するとともに、長時間労働是正に係るフォローアップの充実強化をはかる。

6 社会に貢献していることの広報、啓発

- (1) 富山県総合防災訓練等を通じ、「富山県トラック協会緊急・救援輸送実施要綱」及び関係機関との協定等に基づく即応体制の確立をはかる。
- (2) 有事等の緊急事態が発生した場合に緊急物資等を輸送する公共機関として業務計画に適切に対応するとともに、全日本トラック協会等との緊急通信体制の整備をはかるほか、緊急輸送に関する各種規制の緩和、諸手続きの弾力的運用、災害時受援体制等について、富山県等に対して適宜要望を行う。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ対策について、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく指定地方公共機関として、「富山県トラック協会新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づく適切な対応を実施する。
- (4) 全日本トラック協会が制作したCM素材等を活用し、テレビ・新聞等のマスコミを通じ、トラック運送事業のイメージ向上をはかる。
- (5) トラック運送業界に対する一般の理解を深めるため、10月9日のトラックの日等を中心とした街頭キャンペーンなどの広報活動を実施するほか、小学生を対象とした絵画コンクールや産学官連携のジョブキッズとやまを通じて、トラック運送業界の社会的役割をアピールし、エッセンシャルワーカーとしての職業ドライバーの重要性のPRに努める。
- (6) 引越し輸送等一般消費者に対する輸送相談・苦情処理等に適切に対応するため、自動車関係団体で開催する「自動車なんでも無料相談」参加による消費者対策を強化するとともに、引越事業者優良認定制度及び改正標準引越運送約款の普及啓発を推進する。
- (7) 「とやま観光マップ」を作製し、富山県が行う観光宣伝事業に協力する。

7 その他輸送サービスの改善・向上等

- (1) 公益目的支出計画を確実に実施する。
- (2) 輸送サービスセンター（富山県トラック会館）の適切な維持運営に努めるとともに、一般にも施設を開放し公共の利便に資することとする。
- (3) ホームページを活用し、会員への情報提供の迅速化、内容の充実をはかる。
- (4) 全日本トラック協会に対し、政令で定めるところにより、県から交付された交付金の23%を出捐する。
- (5) オンライン会議を実施できる環境整備について検討する。
- (6) 会議や研修会等を効率的に実施するため、全日本トラック協会と連携して、テレビ会議システムを積極的に活用する。
- (7) 全日本トラック協会及び都道府県トラック協会との情報共有化対策の推進

をはかる。

II 近代化基金融資利子補給事業・収益事業・表彰事業

1 近代化基金融資利子補給事業

- (1) 地方近代化基金融資制度により、物流施設の整備等に係る設備資金及びボストン長期規制適合車導入等のための利子補給を実施する。
- (2) 金利情勢の変化等により、近代化基金融資制度の利用件数が減少していることから、全国統一の枠組みで運用されている近代化基金融資利子補給事業について、全日本トラック協会に対し利子補給率引き上げ等の利活用向上を要望する。

2 収益事業

- (1) 労働災害防止に係る登録技能講習業務を受託し、その適正な運営に努める。
- (2) 運行管理者試験受験者のための試験対策事前講習を実施する。
- (3) 北陸信越運輸局富山運輸支局、自動車事故対策機構が行う、運行管理者・整備管理者に対する講習の実施に協力するとともに、その周知徹底に努める。
- (4) トラック事業に係わる各種帳票類の販売を実施する。

3 表彰事業

協会表彰規程に基づく各種表彰を実施する。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 永年協会役員表彰 | 協会役員通算 6 年、 12 年、 20 年以上 |
| (2) 優良事業所表彰 | 協会会員 20 年以上 |
| (3) 安全無事故事業所表彰 | 安全性優良認定事業所連続 6 年、 12 年、 20 年以上 |
| (4) 優良運行管理者表彰 | 運行管理者 10 年以上で 5 年以上無事故無違反等 |
| (5) 優良永年勤続従業員表彰 | 勤続 20 年以上、 30 年以上 |
| (6) 優良無事故運転者表彰 | 無事故 5 年、 10 年、 15 年、 20 年、 25 年、 30 年以上 |
| (7) 労働災害防止優良従業員表彰 | 勤続 20 年以上、 30 年以上 |
| (8) 優良永年勤続協会職員表彰 | 勤続 10 年以上、 20 年以上 |

III 法人運営事業

1 協会運営

- (1) 公益目的支出計画の確実な実施
- (2) 各種部会・委員会活動の実施
- (3) 第 26 回全国トラック運送事業者大会への参加
- (4) 関係団体等が行う交通安全活動、研修事業、暴力追放運動等に係る事業に対する協力

- (5) 女性経営者等を構成員とする女性部会設立に向けた検討及び女性経営者等のための事業報告会等交流会の開催

2 予定する会合

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 通常総会 | 6月に開催 |
| (2) 理事会 | 年6回（4月、6月、7月、11月、1月、3月） |
| (3) 専門委員会、各種部会 | 必要な都度開催 |
| (4) 事業者大会 | 通常総会開催日に開催 |
| (5) 各地区事業報告会 | 5月に4会場で開催 |
| (6) 各地区新年安全祈願祭等 | 1月に4会場で開催 |